

積算基準及び歩掛表
(水道編)

令和8年4月1日改定

愛知県企業庁

積算基準及び歩掛表
(水道編)

令和7年4月1日改定

愛知県企業庁

第1編 積算基準(共通編)

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-2 適用基準

愛知県企業庁が規定する積算基準は、以下の基準等に準拠している。

- 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (国土交通省)
- 2 工業用水道工事設計標準歩掛表 (経済産業省)
- 3 機械設備工事積算基準 (国土交通省)
- 4 下水道用設計標準歩掛表 (国土交通省)
- 5 積算基準及び歩掛表 (愛知県企業庁)

第2節 積算基準の種類

1-2-1 積算基準の種類

愛知県企業庁が規定する工事及び業務委託の積算基準は以下のとおり。

工事及び業務の種類		
大分類	中分類	小分類
水道建設工事	水道土木工事	管布設工事
		浄水場等築造工事
		一般土木・建築工事
		管製作接合工事
		水管橋上部架設工事
	水道機械・電気設備工事	浄水場等(電気、機械、計装)設備工事
水道調査設計業務	水道調査設計業務委託	設計業務委託
		測量業務委託
		地質調査業務委託
		電食防止調査業務委託
水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事
		設備修繕工事
	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託
		コンクリート構造物点検業務委託
		管路点検業務委託
		沈澱池清掃及び樹木管理業務委託

第1編 積算基準(共通編)

第1章 総則

第1節 一般事項

1-1-2 適用基準

愛知県企業庁が規定する積算基準は、以下の基準等に準拠している。

- 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (厚生労働省)
- 2 工業用水道工事設計標準歩掛表 (経済産業省)
- 3 機械設備工事積算基準 (国土交通省)
- 4 下水道用設計標準歩掛表 (国土交通省)
- 5 積算基準及び歩掛表 (愛知県企業庁)

第2節 積算基準の種類

1-2-1 積算基準の種類

愛知県企業庁が規定する工事及び業務委託の積算基準は以下のとおり。

工事及び業務の種類		
大分類	中分類	小分類
水道建設工事	水道土木工事	管布設工事
		浄水場等築造工事
		一般土木・建築工事
		管製作接合工事
		水管橋上部架設工事
	水道機械・電気設備工事	浄水場等(電気、機械、計装)設備工事
水道調査設計業務	水道調査設計業務委託	設計業務委託
		測量業務委託
		地質調査業務委託
		電食防止調査業務委託
水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事
		設備修繕工事
	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託
		管路点検業務委託
		沈澱池清掃及び樹木管理業務委託

水道行政移管による

Co点検の積算体系追加

第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-5 設計書の構成

実施設計書（金入り）及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項目	実施設計書（金入り）	金抜き設計書
設計書鏡（表紙）	○	○
設計書鏡（工事概要）	○	○
総括情報表	○	○
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	○	○
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

※ ○：設計書として構成される項目。ただし、設計書の内容により作成されない場合がある。

—：設計書に構成されない項目

第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-5 設計書の構成

実施設計書（金入り）及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項目	実施設計書（金入り）	金抜き設計書
設計書鏡（表紙）	○	○
設計書鏡（工事概要）	○	○
総括情報表	○	○
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	—	—
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

※ ○：設計書として構成される項目。ただし、設計書の内容により作成されない場合がある。

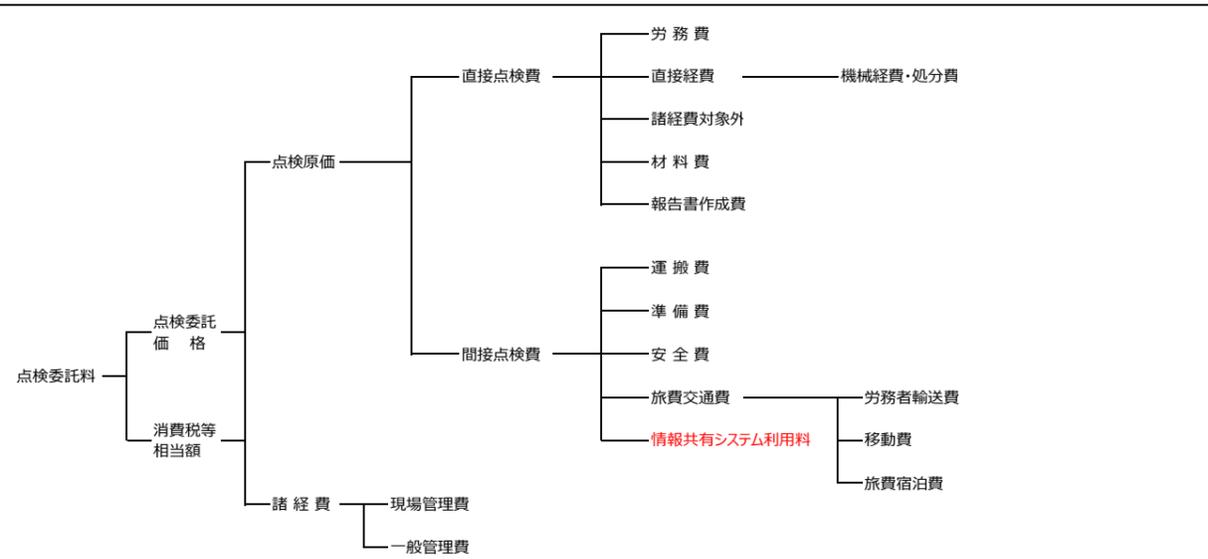
—：設計書に構成されない項目

労務費ダンピング防止の観点による

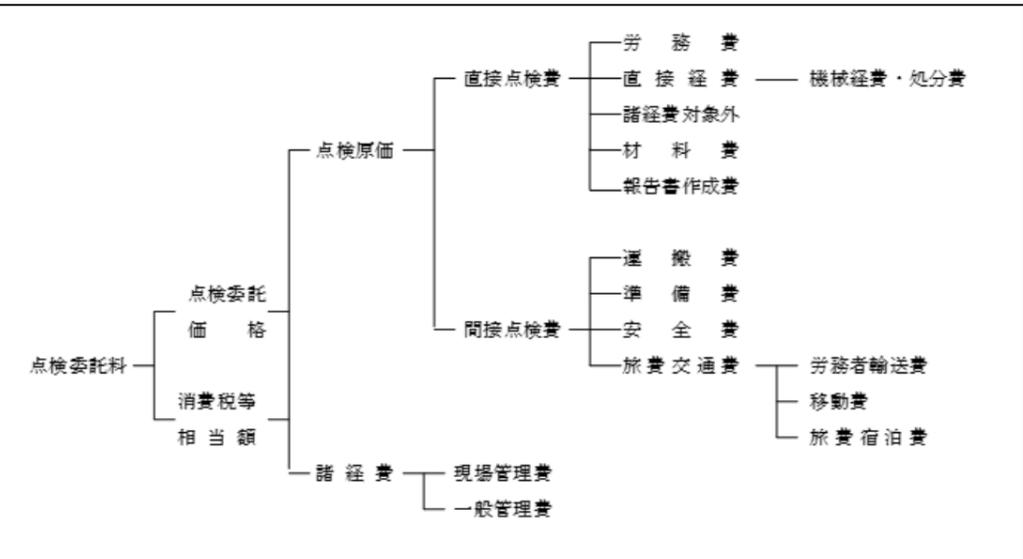
<p style="text-align: center;">第2編 積算基準(水道建設工事編) 第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項 1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (国土交通省：厚) 2 工業用水道工事設計標準歩掛表 (経済産業省：経) 3 機械設備工事積算基準 (国土交通省：機) 4 下水道用設計標準歩掛表 (国土交通省：下) 5 積算基準及び歩掛表 (土木工事編、港湾・漁港・海岸編) (愛知県企業庁：県) 6 愛知県企業庁 (企) <p style="text-align: center;">第2章 水道土木工事の積算基準 (厚)</p> <p>第1節 一般事項 2-1-3 直接工事費 直接工事費は、工事個所又は工事の種類により各工事部門を工種 (レベル2)、種別 (レベル3)、細目 (レベル4) 等に区分し、それぞれの区分毎材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算する。例：道路土工 (レベル2) -掘削工 (レベル3) -掘削 (レベル4)</p> <p>第2節 直接工事費の積算 2-2-4 歩掛 (県・企) 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は「積算基準及び歩掛表 (水道編、土木工事編、港湾・漁港・海岸編、調査・設計業務委託)」及び「物価資料」によるものとする。 「積算基準及び歩掛表」にない歩掛や物価資料にない単価については、見積りにより歩掛の構成を決定する。 見積りは、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、最頻度、平均又は平均直下位の歩掛を採用する。 ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については、「2-2-1 材料費」、「2-2-2 労務費」及び「2-2-3 直接経費」によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2編 積算基準(水道建設工事編) 第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項 1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (厚生労働省：厚) 2 工業用水道工事設計標準歩掛表 (経済産業省：経) 3 機械設備工事積算基準 (国土交通省：機) 4 下水道用設計標準歩掛表 (国土交通省：下) 5 積算基準及び歩掛表 (土木工事編、港湾・漁港・海岸編) (愛知県企業庁：県) 6 愛知県企業庁 (企) <p style="text-align: center;">第2章 水道土木工事の積算基準 (厚)</p> <p>第1節 一般事項 2-1-3 直接工事費 直接工事費は、工事個所又は工事の種類により各工事部門を工種、種別、細目等に区分し、それぞれの区分毎材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算する。</p> <p>第2節 直接工事費の積算 2-2-4 歩掛 (県・企) 歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は「積算基準及び歩掛表 (水道編、その1、その2、その3)」及び「物価資料」によるものとする。 「積算基準及び歩掛表」にない歩掛や物価資料にない単価については、見積りにより歩掛の構成を決定する。 見積りは、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、最頻度、平均又は平均直下位の歩掛を採用する。 ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。 なお、単価等については、「2-2-1 材料費」、「2-2-2 労務費」及び「2-2-3 直接経費」によるものとする。</p>	<p>水道行政移管による</p> <p>変更審査委員会の際に不明瞭のため追記.</p> <p>名称変更</p>
<p style="text-align: center;">第3編 積算基準(水道調査設計業務編) 第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項 1-1-1 適用範囲 本編は、愛知県企業庁が発注する水道建設工事等の調査設計業務委託に適用する。</p> <p>1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (国土交通省：厚) 	<p style="text-align: center;">第3編 積算基準(水道調査設計業務編) 第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項 1-1-1 適用範囲 本編は、愛知県企業庁が発注する水道建設工事等の調査設計業務委託に適用する。</p> <p>1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設整備費に係る歩掛表 (厚生労働省：厚) 	<p>水道行政移管による</p>

<p>2 積算基準及び歩掛表（調査・設計業務委託）（愛知県企業庁：県） 3 愛知県企業庁（企）</p>	<p>2 積算基準及び歩掛表（調査・設計業務委託）（愛知県企業庁：県） 3 愛知県企業庁（企）</p>	
<p style="text-align: center;">第4編 積算基準(水道維持管理編) 目次</p> <p>第6章 コンクリート構造物点検業務委託（農）…………… 4-18 第1節 一般事項…………… 4-18 6-1-1 適用…………… 4-18 6-1-2 コンクリート構造物点検業務委託料の構成…………… 4-18 第2節 コンクリート構造物点検業務委託の積算…………… 4-18 6-2-1 コンクリート構造物点検業務委託の積算方法…………… 4-18 第7章 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託（企）…………… 4-19 第1節 一般事項…………… 4-19 7-1-1 適用…………… 4-19 7-1-2 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成…………… 4-19 第2節 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算…………… 4-19 7-2-1 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算方法…………… 4-19 第8章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）…………… 4-21 第1節 水道維持管理の設計書作成…………… 4-21 8-1-1 水道維持管理の設計書作成…………… 4-21 8-1-2 内訳書の作成…………… 4-21 8-1-3 簡易処理基準による場合の経費率…………… 4-22</p>	<p style="text-align: center;">第4編 積算基準(水道維持管理編) 目次</p> <p>第6章 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託（企）…………… 4-19 第1節 一般事項…………… 4-19 6-1-1 適用…………… 4-19 6-1-2 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成…………… 4-19 第2節 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算…………… 4-19 6-2-1 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算方法…………… 4-19 第7章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）…………… 4-21 第1節 水道維持管理の設計書作成…………… 4-21 7-1-1 水道維持管理の設計書作成…………… 4-21 7-1-2 内訳書の作成…………… 4-21 7-1-3 簡易処理基準による場合の経費率…………… 4-22</p>	<p>Co点検の積算体系追加のため</p>
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 一般事項 1-1-1 適用範囲 本編は、愛知県企業庁が発注する水道施設の維持管理における修繕工事及び点検業務委託等の積算に適用する。</p> <p>1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。 1 水道施設整備費に係る歩掛表（国土交通省：厚） 2 積算基準及び歩掛表（土木工事編、港湾・漁港・海岸編）（愛知県企業庁：県） 3 土地改良工事等標準積算基準（愛知県農林基盤局：農） 4 愛知県企業庁（企）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 一般事項 1-1-1 適用範囲 本編は、愛知県企業庁が発注する水道施設の維持管理における修繕工事及び点検業務委託等の積算に適用する。</p> <p>1-1-2 適用基準 本編で適用している積算基準等は、以下のとおり。 1 水道施設整備費に係る歩掛表（厚生労働省：厚） 2 積算基準及び歩掛表（土木工事編、港湾・漁港・海岸編）（愛知県企業庁：県） 3 愛知県企業庁（企）</p>	<p>水道行政移管による Co点検の積算体系追加のため</p>

<p>第2節 水道維持管理の積算基準 1-2-1 水道維持管理の積算基準の種類 愛知県企業庁が定める維持管理に関する積算基準の種類は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="240 302 1299 642"> <thead> <tr> <th colspan="3">工事及び業務の種類</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">水道維持管理 修繕工事及び業務</td> <td rowspan="2">水道修繕工事</td> <td>一般修繕工事</td> </tr> <tr> <td>設備修繕工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水道維持管理業務委託</td> <td>設備点検業務委託</td> </tr> <tr> <td>コンクリート構造物点検業務委託</td> </tr> <tr> <td>管路点検業務委託</td> </tr> <tr> <td></td> <td>沈澱池清掃及び樹木管理業務委託</td> </tr> </tbody> </table>	工事及び業務の種類			大分類	中分類	小分類	水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事	設備修繕工事	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託	コンクリート構造物点検業務委託	管路点検業務委託		沈澱池清掃及び樹木管理業務委託	<p>第2節 水道維持管理の積算基準 1-2-1 水道維持管理の積算基準の種類 愛知県企業庁が定める維持管理に関する積算基準の種類は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1445 302 2504 642"> <thead> <tr> <th colspan="3">工事及び業務の種類</th> </tr> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">水道維持管理 修繕工事及び業務</td> <td rowspan="2">水道修繕工事</td> <td>一般修繕工事</td> </tr> <tr> <td>設備修繕工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水道維持管理業務委託</td> <td>設備点検業務委託</td> </tr> <tr> <td>管路点検業務委託</td> </tr> <tr> <td>沈澱池清掃及び樹木管理業務委託</td> </tr> </tbody> </table>	工事及び業務の種類			大分類	中分類	小分類	水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事	設備修繕工事	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託	管路点検業務委託	沈澱池清掃及び樹木管理業務委託	<p>Co点検の積算体系追加による</p>
工事及び業務の種類																																
大分類	中分類	小分類																														
水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事																														
		設備修繕工事																														
	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託																														
		コンクリート構造物点検業務委託																														
		管路点検業務委託																														
	沈澱池清掃及び樹木管理業務委託																															
工事及び業務の種類																																
大分類	中分類	小分類																														
水道維持管理 修繕工事及び業務	水道修繕工事	一般修繕工事																														
		設備修繕工事																														
	水道維持管理業務委託	設備点検業務委託																														
		管路点検業務委託																														
		沈澱池清掃及び樹木管理業務委託																														
<p>第3節 水道維持管理の積算 1-3-1 積算方法 2 積算方法 各章の積算方法による他、以下に留意する。</p> <p>(1)材料費、労務費等の単価は、別冊「設計単価表」、県内他局（建設局等）で定めた単価、「物価資料（建設物価、積算資料）」の順に積算し、歩掛は「積算基準及び歩掛表（水道編、土木工事編、港湾・漁港・海岸編）」又は「物価資料」により積算するとともに、「過去の実績」を考慮して積算する。なお、「物価資料」の積算方法は「第2編 2-2-1 材料費」により、労務費の積算方法は「第2編 2-2-2 労務費」によるものとする。</p> <p>(2) 間接工事費、間接点検費、諸経費等について、「設計書」の積算は「本編 第2～7章」によるものとし、「内訳書（簡易処理基準）」の積算は「本編 8-1-3 簡易処理基準による場合の経費率」により積算する。</p> <p>(3)上記により積算できない場合は、見積とし、次項のとおりとする。</p>	<p>第3節 水道維持管理の積算 1-3-1 積算方法 2 積算方法 各章の積算方法による他、以下に留意する。</p> <p>(1)材料費、労務費等の単価は、別冊「設計単価表」、県内他局（建設局等）で定めた単価、「物価資料（建設物価、積算資料）」の順に積算し、歩掛は「積算基準及び歩掛表（水道編、土木工事編、港湾・漁港・海岸編）」又は「物価資料」により積算するとともに、「過去の実績」を考慮して積算する。なお、「物価資料」の積算方法は「第2編 2-2-1 材料費」により、労務費の積算方法は「第2編 2-2-2 労務費」によるものとする。</p> <p>(2) 間接工事費、間接点検費、諸経費等について、「設計書」の積算は「本編 第2～6章」によるものとし、「内訳書（簡易処理基準）」の積算は「本編 7-1-3 簡易処理基準による場合の経費率」により積算する。</p> <p>(3)上記により積算できない場合は、見積とし、次項のとおりとする。</p>	<p>章追加に対応</p>																														
<p style="text-align: center;">第4章 設備点検業務委託（企）</p> <p>第1節 一般事項 4-1-2 設備点検業務委託料の構成 設備点検業務委託料の構成は下図のとおり。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 設備点検業務委託（企）</p> <p>第1節 一般事項 4-1-2 設備点検業務委託料の構成 設備点検業務委託料の構成は下図のとおり。</p>	<p>情報共有システム利用料の追記</p>																														



第2節 設備点検業務委託の積算
 4-2-1 設備点検業務委託の積算方法
 2 間接点検費
 (5) 情報共有システム利用料
 あいち建設情報共有システム利用料（原則システム利用とし、積み上げ）

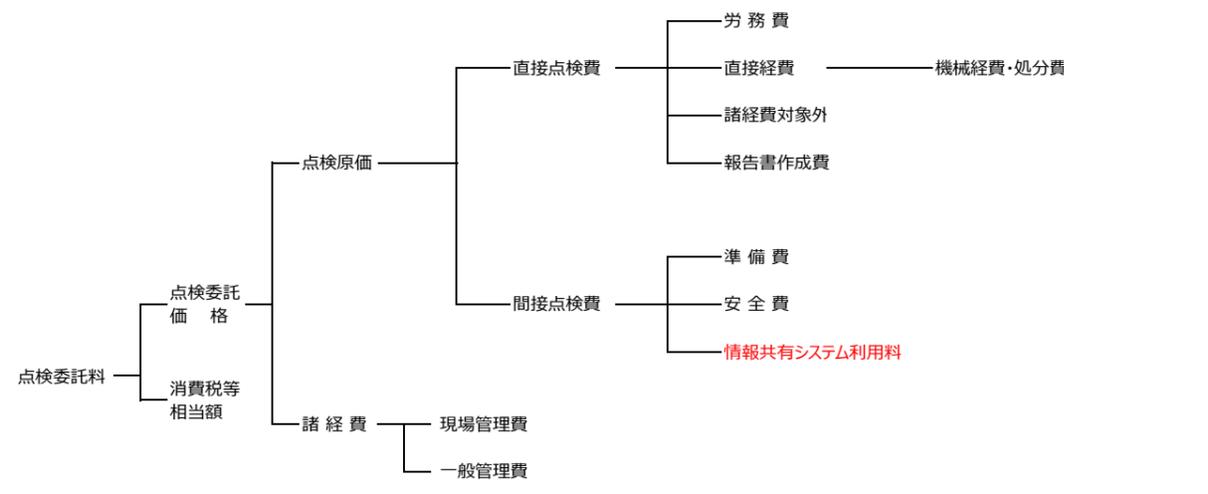


第2節 設備点検業務委託の積算
 4-2-1 設備点検業務委託の積算方法
 2 間接点検費
 (新規)

情報共有システム利用料の追記

第5章 管路点検業務委託（企）

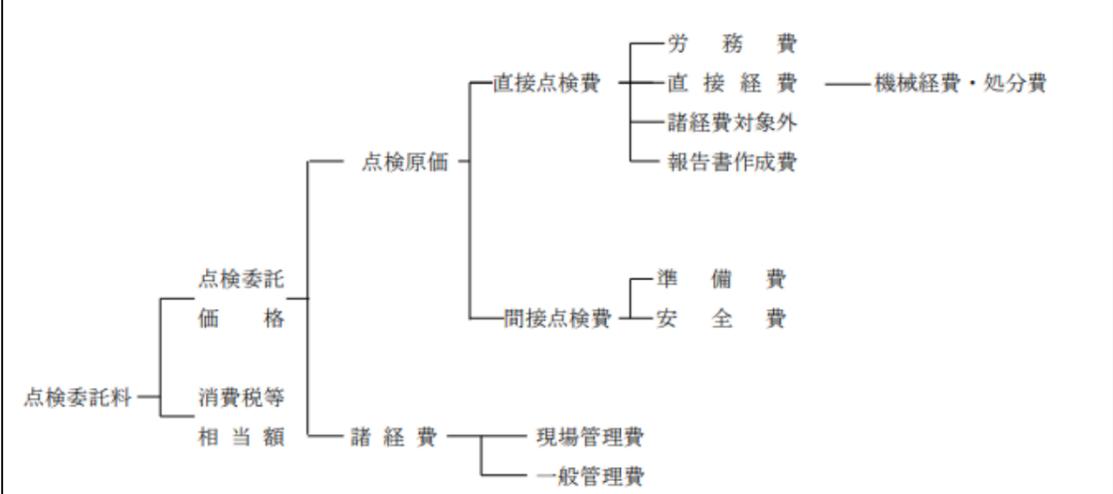
第1節 一般事項
 5-1-2 管路点検業務委託料の構成
 管路点検業務委託料の構成は下図のとおり。



第2節 管路点検業務委託の積算
 5-2-1 管路点検業務委託の積算方法
 2 間接点検費
 (3) 建設情報共有システム利用料
 あいち建設情報共有システム利用料（原則システム利用とし、積み上げ）

第5章 管路点検業務委託（企）

第1節 一般事項
 5-1-2 管路点検業務委託料の構成
 管路点検業務委託料の構成は下図のとおり。



第2節 管路点検業務委託の積算
 5-2-1 管路点検業務委託の積算方法
 2 間接点検費
 (新規)

情報共有システム利用料の追記

第6章 コンクリート構造物点検業務委託（農）

（新規）

Co点検の積算体系追加による

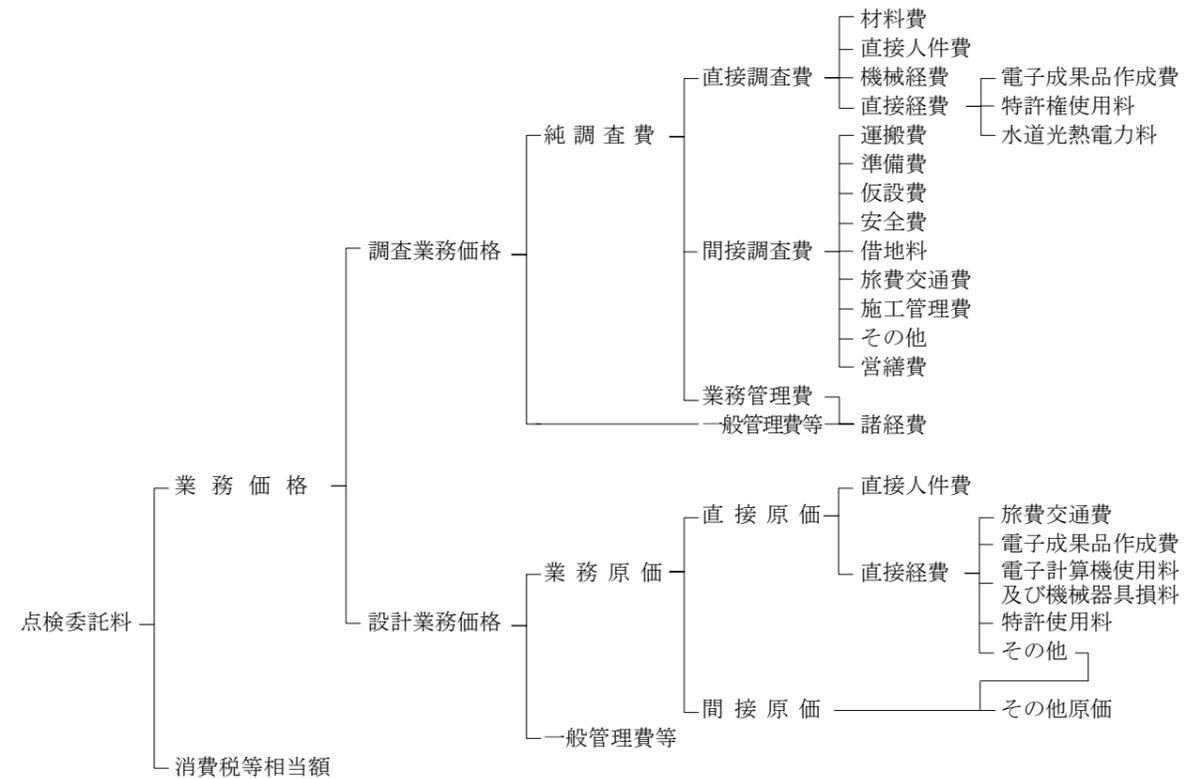
第1節 一般事項

6-1-1 適用

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する浄水場等の水道施設のコンクリート構造物点検業務委託に適用する。

6-1-2 コンクリート構造物点検業務委託料の構成

コンクリート構造物点検業務委託料の構成は下図のとおり。



上記における詳細な構成は、「調査業務価格」においては「地質調査業務の積算基準」に準じるものとし、「設計業務価格」においては「設計業務の積算基準」に準じるものとする。

第2節 コンクリート構造物点検業務委託の積算

6-2-1 コンクリート構造物点検業務委託の積算方法

1 調査業務価格

調査業務価格は現場における各種調査、試験の実施に必要な費用であり、積算方法は「第3編 第3章 地質調査業務委託」のとおりとする。

2 設計業務価格

設計業務価格は解析、判定、対策等の検討を実施する費用であり、積算方法は「第3編 第4章 設計業務委託」のとおりとする。

3 消費税等相当額

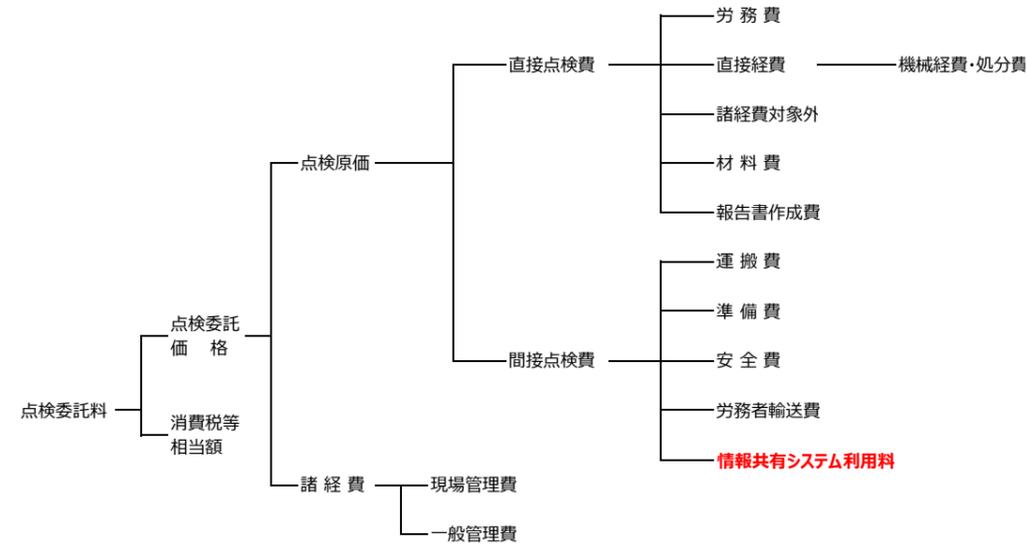
消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当額分とする。

第7章 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託（企）

7-1-1 適用

7-1-2 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成

沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成は下図のとおり。



7-2-1 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算方法

2 間接点検費

(5) 情報共有システム利用料

あいち建設情報共有システム利用料（必要に応じてシステム利用とし、積み上げ）

第8章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）

8-1-1 水道維持管理の設計書作成

8-1-2 内訳書の作成

8-1-3 簡易処理基準による場合の経費率

簡易処理基準による場合の経費率は、次のとおりとする。

1 経費率

(1) 一般修繕の経費率は下表による。

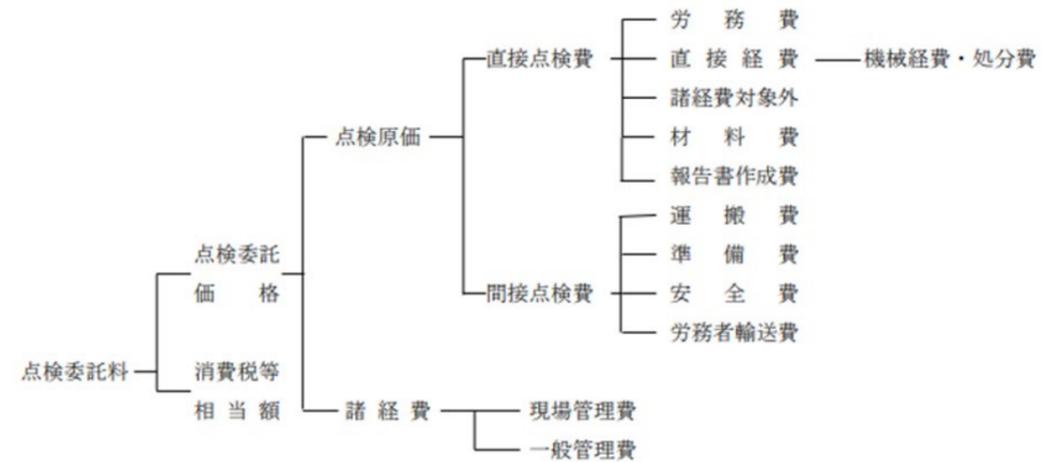
対 象 額	経費（間接工事費＋一般管理費）率
-------	------------------

第6章 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託（企）

6-1-1 適用

6-1-2 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成

沈澱池清掃及び樹木管理業務委託料の構成は下図のとおり。



6-2-1 沈澱池清掃及び樹木管理業務委託の積算方法

2 間接点検費

(新規)

第7章 設計書の作成（水道維持管理編）（企）

7-1-1 水道維持管理の設計書作成

7-1-2 内訳書の作成

7-1-3 簡易処理基準による場合の経費率

簡易処理基準による場合の経費率は、次のとおりとする。

1 経費率

(1) 一般修繕の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接工事費＋一般管理費）率
-------	------------------

章追加への対応

情報共有システム利用料の追記

章追加への対応

簡易処理基準の改定に伴う

74千円以下の場合	115.0%以内
74千円を超え 100千円以下	84千円以内
100 " 162 "	84.0% "
162 " 199 "	136千円以内
199 " 712 "	68.6% "
712 " 773 "	488千円以内
773 " 902 "	63.2% "
902 " 1,012 "	570千円以内
1,012 " 1,279 "	56.4% "

注1. 対象額＝直接工事費－（管材費×1/2）
 2. その他特に積上げが必要なものについては、一般修繕工事の費目内容に準ずる。

(2) 設備修繕の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接工事費＋諸経費）率
1,000千円以下の場合	86.8%以内
1,000千円を超え 1,012千円以下	868千円以内
1,012 " 1,077 "	85.8% "

注1. 対象額＝直接工事費－（管・弁・機械等主材料×1/2）
 ただし、副材料（部品類及び主材料として積上が不適当なもの）は全額対象とすることが出来る。
 2. その他特に積上げが必要なものについては設備修繕工事の費目内容に準ずる。

(3) 設備点検の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接点検費＋諸経費）率
1,000千円以下の場合	84.4%以内
1,000千円をこえ 1,015千円以下	844千円以内
1,015 " 1,092 "	83.2% "

注1. その他特に積上げが必要なものについては、設備点検委託の費目内容に準ずる。

(4) 管路点検・沈でん池清掃・樹木管理委託の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接点検費＋諸経費）率
-------	----------------

37千円以下の場合	115.0%以内
37千円を超え 50千円以下	42千円以内
50 " 81 "	84.0% "
81 " 100 "	68千円以内
100 " 356 "	68.6% "
356 " 389 "	244千円以内
389 " 451 "	63.2% "
451 " 506 "	285千円以内
506 " 640 "	56.4% "

注1. 対象額＝直接工事費－（管材費×1/2）
 2. その他特に積上げが必要なものについては、一般修繕工事の費目内容に準ずる。

(2) 設備修繕の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接工事費＋諸経費）率
500千円以下の場合	86.8%以内
500千円を超え 506千円以下	434千円以内
506 " 538 "	85.8% "

注1. 対象額＝直接工事費－（管・弁・機械等主材料×1/2）
 ただし、副材料（部品類及び主材料として積上が不適当なもの）は全額対象とすることが出来る。
 2. その他特に積上げが必要なものについては設備修繕工事の費目内容に準ずる。

(3) 設備点検の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接点検費＋諸経費）率
500千円以下の場合	84.4%以内
500千円をこえ 507千円以下	422千円以内
507 " 546 "	83.2% "

注1. その他特に積上げが必要なものについては、設備点検委託の費目内容に準ずる。

(4) 管路点検・沈でん池清掃・樹木管理委託の経費率は下表による。

対 象 額	経費（間接点検費＋諸経費）率
-------	----------------

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">774千円以下の場合</td> <td style="width: 25%;">55.1%以内</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>774千円をこえ</td> <td>852千円以下</td> <td>426千円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>852</td> <td>1,000</td> <td>50.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000</td> <td>1,124</td> <td></td> <td>500千円以内</td> </tr> <tr> <td>1,124</td> <td>1,385</td> <td>44.5%</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1. その他特に積上げが必要なものについては、管路点検委託、沈でん池清掃委託、樹木管理委託の費目内容に準ずる。</p> <p>… 2 端数処理 (1) 諸雑費 諸雑費の取扱いは「本編 1-3-2 諸雑費」による。ただし、歩掛見積等により単価表を計上する場合は、諸雑費を計上しないことができることとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。 また、明細表を作成する場合は、諸雑費を計上しない。</p> <p>(2) 端数処理 ①直接工事費、直接点検費、間接工事費、間接点検費 内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 ②諸経費、工事価格又は点検委託価格 工事価格又は点検委託価格は、1,000円単位とし、1,000円単位での調整は、諸経費で行う。 (8-1-2 内訳書の作成 例) 金入り内訳書 参照)</p>	774千円以下の場合	55.1%以内			774千円をこえ	852千円以下	426千円以内		852	1,000	50.1%		1,000	1,124		500千円以内	1,124	1,385	44.5%		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">387千円以下の場合</td> <td style="width: 25%;">55.1%以内</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>387千円をこえ</td> <td>426千円以下</td> <td>213千円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>426</td> <td>500</td> <td>50.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>566</td> <td></td> <td>250千円以内</td> </tr> <tr> <td>566</td> <td>692</td> <td>44.5%</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1. その他特に積上げが必要なものについては、管路点検委託、沈でん池清掃委託、樹木管理委託の費目内容に準ずる。</p> <p>… 2 端数処理 (1) 諸雑費 諸雑費の取扱いは「本章 1-3-1 諸雑費」による。ただし、歩掛見積等により単価表を計上する場合は、諸雑費を計上しないことができることとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。 また、明細表を作成する場合は、諸雑費を計上しない。</p> <p>(2) 端数処理 ①直接工事費、直接点検費、間接工事費、間接点検費 内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。 ②諸経費、工事価格又は点検委託価格 工事価格又は点検委託価格は、1,000円単位とし、1,000円単位での調整は、諸経費で行う。(7-1-2 内訳書の作成 例) 金入り内訳書 参照)</p>	387千円以下の場合	55.1%以内			387千円をこえ	426千円以下	213千円以内		426	500	50.1%		500	566		250千円以内	566	692	44.5%		
774千円以下の場合	55.1%以内																																									
774千円をこえ	852千円以下	426千円以内																																								
852	1,000	50.1%																																								
1,000	1,124		500千円以内																																							
1,124	1,385	44.5%																																								
387千円以下の場合	55.1%以内																																									
387千円をこえ	426千円以下	213千円以内																																								
426	500	50.1%																																								
500	566		250千円以内																																							
566	692	44.5%																																								
<p style="text-align: center;">第5編 歩掛表(水道建設工事編) 目次</p> <p>出典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設整備費に係る歩掛表 国土交通省 (厚) ・工業用水道工事設計標準歩掛表 経済産業省 (経) ・下水道用設計標準歩掛表 国土交通省 (下) ・土地改良工事積算基準(土木工事) 農林水産省 (農) ・用地調査及び物件調査委託業務積算基準 愛知県 (用) ・積算基準及び歩掛表(土木工事編、港湾・漁港・海岸編) 愛知県企業庁 (県) ・愛知県企業庁 愛知県企業庁 (企) 	<p style="text-align: center;">5編 歩掛表(水道建設工事編) 目次</p> <p>出典</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設整備費に係る歩掛表 厚生労働省 (厚) ・工業用水道工事設計標準歩掛表 経済産業省 (経) ・下水道用設計標準歩掛表 国土交通省 (下) ・土地改良工事積算基準(土木工事) 農林水産省 (農) ・用地調査及び物件調査委託業務積算基準 愛知県 (用) ・積算基準及び歩掛表(土木工事編、港湾・漁港・海岸編) 愛知県企業庁 (県) ・愛知県企業庁 愛知県企業庁 (企) 	水道行政移管による																																								
<p style="text-align: center;">第4章 管布設工(厚)</p> <p>第2節 鋼管布設工</p> <p style="padding-left: 20px;">4-2-6 鋼管溶接部検査</p> <p>(3)表4・2・16 X線撮影枚数</p> <p style="padding-left: 20px;">X線撮影枚数は(溶接口数×検査率×1口当り撮影枚数)とする。 (1か所当たり)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 管布設工(厚)</p> <p>第2節 鋼管布設工</p> <p style="padding-left: 20px;">4-2-6 鋼管溶接部検査</p> <p>(3)表4・2・16 X線撮影枚数</p> <p style="padding-left: 20px;">X線撮影枚数は(溶接口数×検査率×1口当り撮影枚数)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">検査率</td> <td style="width: 30%;">水管橋部</td> <td style="width: 20%;">10%</td> <td style="width: 30%;">現場状況を勘案</td> </tr> </table>	検査率	水管橋部	10%	現場状況を勘案																																					
検査率	水管橋部	10%	現場状況を勘案																																							

区分	検査率
埋設部	φ 1,000mm以上：溶接口数の3%（最低3口） φ 900mm以下：" 5%（"）
水管橋架管部、推進部	溶接口数の10%（" 3口）
海底管部	溶接口数の10%（最低10口）全周とする。

(4)表4・2・17 1口当り撮影枚数

1口当り撮影枚数	900mm以下	1枚	現場状況を勘案して増減することができる。
	1,000mm以上	2枚	

第4節 既設管撤去工

4-4-1 既設管撤去切断工

(1) 表4・4・1 撤去管切断

撤去管		補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
材質	呼び径			
铸铁(FC)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 表4・1・14～表4・1・15	0.25	SWSU8065
	400mm以上 2,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 "	0.35	SWSU8065
ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 "	0.27	SWSU8065
	400mm以上 2,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 "	0.46	SWSU8065
鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・13	0.25	SWSU8066
鋼管(STW400, STW400B)	400mm以上 1,000mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・13	0.35	SWSU8066
ポリエチレン管	-	「ポリエチレン管切断工」歩掛表 表4・5・8	0.25	SWSU8067

備考 1. 撤去管は原則として切断するものとする。切断数量は6m当り1箇所を標準とするが、現場の状況に応じて別途定めることができる。
2. 切断機械の損料は、別途損料算定表（表4・1・16、4・1・17）による。
3. 補正対象歩掛の補正係数は、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。
4. 既設管との連絡部等における既設管切断については、本表を適用しない。
5. 鋼管切断撤去の場合は、表4・2・13鋼管切断歩掛表の備考5を適用しない。
6. ポリエチレン管の撤去管切断にかかる補正後の歩掛かりは小数点以下4位を四捨五入し3位止めとする。

埋設部	推進部		して増減することができる。 () 書きは最低口数
	φ 1000mm以上	10%(3口)	
	φ 900mm以下	3%(3口)	
		5%(3口)	

(4)表4・2・16 1口当り撮影枚数

1口当り撮影枚数	1,000mm未満	1枚	現場状況を勘案して増減することができる。
	1,000mm以上	2枚	

第4節 既設管撤去工

4-4-1 既設管撤去切断工

(1)表4・4・1 撤去管切断

撤去管		補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
材質	呼び径			
铸铁(FC)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 表4・1・14～表4・1・15	0.25	SWSU8065
	400mm以上 2,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 "	0.35	SWSU8065
ダクタイル铸铁管(FCD)	350mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 "	0.27	SWSU8065
	400mm以上 2,000mm以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 "	0.46	SWSU8065
鋼管(STW290, STW370, STW400)	350mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.25	SWSU8066
鋼管(STW400, STW400B)	400mm以上 1,000mm以下	「鋼管現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.35	SWSU8066
ポリエチレン管	-	「ポリエチレン管切断工」歩掛表 表4・5・8	0.25	SWSU8067

備考 1. 撤去管は原則として切断するものとする。切断数量は6m当り1箇所を標準とするが、現場の状況に応じて別途定めることができる。
2. 切断機械の損料は、別途損料算定表（表4・1・16、4・1・17）による。
3. 補正対象歩掛の補正係数は、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。
4. 既設管との連絡部等における既設管切断については、本表を適用しない。
5. 鋼管切断撤去の場合は、表4・2・12鋼管切断歩掛表の備考5を適用しない。
6. ポリエチレン管の撤去管切断にかかる補正後の歩掛かりは小数点以下4位を四捨五入し3位止めとする。

設計基準(水道編)と内容を整合させたため

設計基準(水道編)と内容を整合させたため

誤謬修正

第11章 事業損失防止施設費

第1節 事業損失防止施設費

表11・3 事前調査

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
				調査	図面等		
木造建物A	棟	70㎡以上 ～ 130㎡未満	技師A	0.60	0.21	0.81 人	
			技師B	0.60	0.17	0.77 人	
			技師C	0.60	0.79	1.39 人	
			技師D	—	0.27	0.27 人	
木造建物B	棟	同上	技師A	0.72	0.22	0.94 人	
			技師B	0.72	0.20	0.92 人	
			技師C	0.72	0.88	1.60 人	
			技師D	—	0.27	0.27 人	
木造建物C	棟	同上	技師A	0.33	0.14	0.47 人	
			技師B	0.33	0.17	0.50 人	
			技師C	0.33	0.51	0.84 人	
			技師D	—	0.22	0.22 人	
木造 特殊建物	棟	50㎡以上 ～ 70㎡未満	技師A	0.29	0.12	0.41 人	
			技師B	0.29	0.32	0.61 人	
			技師C	0.29	0.55	0.84 人	
			技師D	—	0.35	0.35 人	

第11章 事業損失防止施設費

第1節 事業損失防止施設費

表11・3 事前調査

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
				調査	図面等		
木造建物A	棟	70㎡以上 ～ 130㎡未満	技師A	0.60	0.21	0.81 人	
			技師B	0.60	0.17	0.77 人	
			技師C	0.60	0.79	1.39 人	
			技師D	—	0.27	0.27 人	
木造建物B	棟	同上	技師A	0.72	0.22	0.94 人	
			技師B	0.72	0.20	0.92 人	
			技師C	0.72	0.88	1.60 人	
			技師D	—	0.27	0.27 人	
木造建物C	棟	同上	技師A	0.33	0.14	0.47 人	
			技師B	0.33	0.17	0.50 人	
			技師C	0.33	0.51	0.84 人	
			技師D	—	0.22	0.22 人	
木造 特殊建物	棟	50㎡以上 ～ 70㎡未満	技師A	0.29	0.12	0.41 人	
			技師B	0.29	0.32	0.61 人	
			技師C	0.29	0.55	0.84 人	
			技師D	—	0.35	0.35 人	

非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上～ 400㎡未満	技師A	0.89	0.23	1.12人	
			技師B	0.89	0.47	1.36人	
			技師C	0.89	1.21	2.10人	
			技師D	—	0.35	0.35人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	同上	技師A	0.87	0.29	1.16人	
			技師B	0.87	0.52	1.39人	
			技師C	0.87	1.33	2.20人	
			技師D	—	0.24	0.24人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	同上	技師A	0.45	0.19	0.64人	
			技師B	0.45	0.28	0.73人	
			技師C	0.45	0.85	1.30人	
			技師D	—	0.24	0.24人	

非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上～ 400㎡未満	技師A	0.89	0.23	1.12人	
			技師B	0.89	0.47	1.36人	
			技師C	0.89	1.21	2.10人	
			技師D	—	0.35	0.35人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	同上	技師A	0.87	0.29	1.16人	
			技師B	0.87	0.52	1.39人	
			技師C	0.87	1.33	2.20人	
			技師D	—	0.24	0.24人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	同上	技師A	0.45	0.19	0.64人	
			技師B	0.45	0.28	0.73人	
			技師C	0.45	0.85	1.30人	
			技師D	—	0.24	0.24人	

注1 本表規模欄に定める面積以外で木造建物A、B及びCにあつては、表13・4を木造特殊建物にあつては、表13・5を非木造建物イ、ロ及びハにあつては、表13・6の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表に係わず表13・7によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持ち分を1戸として計上するものとする。

注3 つぎの直接経費を計上するものとする。

(ア) 材料費等

物件等調査においては、当該物件等調査を実施するために必要なトレース印刷費及び消耗品費であり、直接人件費の7%を計上する。

(イ) 旅費交通費

物件等調査においては、現地への往復は連絡車による日々通勤とし、現地内機械器具運搬を含み、連絡車運転費(ライトバン運転費)として2h/日を計上する。

なお、運転労務費は計上せず、次式により算出する。

旅費交通費=外業日数×連絡車運転費

注4 注1及び注2、注3は(2)事後調査においても同様に適用するものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系、木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。

表13・6 非木造建物A、B及びCの補正率

注1 本表規模欄に定める面積以外で木造建物A、B及びCにあつては、表13・5を木造特殊建物にあつては、表13・6を非木造建物イ、ロ及びハにあつては、表13・7の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表に係わず表13・7によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持ち分を1戸として計上するものとする。

注3 つぎの直接経費を計上するものとする。

(ア) 材料費等

物件等調査においては、当該物件等調査を実施するために必要なトレース印刷費及び消耗品費であり、直接人件費の7%を計上する。

(イ) 旅費交通費

物件等調査においては、現地への往復は連絡車による日々通勤とし、現地内機械器具運搬を含み、連絡車運転費(ライトバン運転費)として2h/日を計上する。

なお、運転労務費は計上せず、次式により算出する。

旅費交通費=外業日数×連絡車運転費

注4 注1及び注2、注3は(2)事後調査においても同様に適用するものとする。

ただし、鉄筋系、コンクリート系、木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。

表13・6 木造建物A、B及びCの補正率

誤謬修正

建物 延べ面 積	200㎡未 満	200㎡以上 ～ 400㎡未満	400㎡以上 ～ 600㎡未満	600㎡以上～ 1,000㎡未満	1,000㎡以上 ～ 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500㎡ 以上～ 2,000㎡ 未満	2,500㎡以 上～ 3,000㎡未 満	3,000㎡以 上～ 4,000㎡未 満	4,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	5,000㎡以上 ～ 7,000㎡未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000㎡ 以上～ 10,000㎡ 未満	10,000㎡以 上～ 15,000㎡未 満	15,000㎡以 上～
9.50	12.30	15.90

建物 延べ面 積	200㎡未 満	200㎡以上 ～ 400㎡未満	400㎡以上 ～ 600㎡未満	600㎡以上～ 1,000㎡未満	1,000㎡以上 ～ 1,500㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

1,500㎡ 以上～ 2,000㎡ 未満	2,500㎡以 上～ 3,000㎡未 満	3,000㎡以 上～ 4,000㎡未 満	4,000㎡以上 ～ 5,000㎡未満	5,000㎡以上 ～ 7,000㎡未満
3.20	4.10	5.20	6.20	7.50

7,000㎡ 以上～ 10,000㎡ 未満	10,000㎡以 上～ 15,000㎡未 満	15,000㎡以 上～
9.50	12.30	15.90

誤謬修正

11-1-3 事後調査

表13・8 事後調査

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
				調査	図面 等		
木造建物 A	棟	70㎡以 上～ 130㎡未 満	技師 A	0.53	0.23	0.76 人	
			技師 B	0.53	0.23	0.76 人	
			技師 C	0.53	0.43	0.96 人	
			技師 D	—	0.24	0.24 人	
木造建物 B	棟	同上	技師 A	0.64	0.23	0.87 人	
			技師 B	0.64	0.23	0.87 人	
			技師 C	0.64	0.54	1.18 人	
			技師 D	—	0.24	0.24 人	
木造建物 C	棟	同上	技師 A	0.25	0.25	0.50 人	
			技師 B	0.25	0.26	0.51 人	

11-1-3 事後調査

表13・8 事後調査

区分	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
				調査	図面 等		
木造建物 A	棟	70㎡以 上～ 130㎡未 満	技師 A	0.53	0.23	0.76 人	
			技師 B	0.53	0.23	0.76 人	
			技師 C	0.53	0.43	0.96 人	
			技師 D	—	0.24	0.24 人	
木造建物 B	棟	同上	技師 A	0.64	0.23	0.87 人	
			技師 B	0.64	0.23	0.87 人	
			技師 C	0.64	0.54	1.18 人	
			技師 D	—	0.24	0.24 人	
木造建物 C	棟	同上	技師 A	0.25	0.25	0.50 人	
			技師 B	0.25	0.26	0.51 人	

			技師 C	0.25	0.14	0.39 人	
			技師 D	—	0.27	0.27 人	
木造 特殊建物	棟	50㎡以 上～ 70㎡未 満	技師 A	0.27	0.27	0.54 人	
			技師 B	0.27	0.28	0.55 人	
			技師 C	0.27	0.16	0.43 人	
			技師 D	—	0.28	0.28 人	
非木造建 物 (用途区 分) イ	棟	200㎡以 上～ 400㎡未 満	技師 A	0.85	0.21	1.06 人	
			技師 B	0.85	0.36	1.21 人	
			技師 C	0.85	0.62	1.47 人	
			技師 D	—	0.37	0.37 人	
非木造建 物 (用途区 分) ロ	棟	同上	技師 A	0.80	0.27	1.07 人	
			技師 B	0.80	0.34	1.14 人	
			技師 C	0.80	0.54	1.34 人	
			技師 D	—	0.51	0.51 人	
非木造建 物 (用途区 分) ハ	棟	同上	技師 A	0.47	0.20	0.67 人	
			技師 B	0.47	0.26	0.73 人	
			技師 C	0.47	0.27	0.74 人	
			技師 D	—	0.39	0.39 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表13・4、表13・5、表13・6の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表に係わらず表13・9によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持ち分を1戸として計上するものとする。

			技師 C	0.25	0.14	0.39 人	
			技師 D	—	0.27	0.27 人	
木造 特殊建物	棟	50㎡以 上～ 70㎡未 満	技師 A	0.27	0.27	0.54 人	
			技師 B	0.27	0.28	0.55 人	
			技師 C	0.27	0.16	0.43 人	
			技師 D	—	0.28	0.28 人	
非木造建 物 (用途区 分) イ	棟	200㎡以 上～ 400㎡未 満	技師 A	0.85	0.21	1.06 人	
			技師 B	0.85	0.36	1.21 人	
			技師 C	0.85	0.62	1.47 人	
			技師 D	—	0.37	0.37 人	
非木造建 物 (用途区 分) ロ	棟	同上	技師 A	0.80	0.27	1.07 人	
			技師 B	0.80	0.34	1.14 人	
			技師 C	0.80	0.54	1.34 人	
			技師 D	—	0.51	0.51 人	
非木造建 物 (用途区 分) ハ	棟	同上	技師 A	0.47	0.20	0.67 人	
			技師 B	0.47	0.26	0.73 人	
			技師 C	0.47	0.27	0.74 人	
			技師 D	—	0.39	0.39 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表13・5、表13・6、表13・7の補正率を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者によって共同所有となっているときは、本表に係わらず表13・9によって直接人件費の積算を行うものとする。この場合に共同持ち分を1戸として計上するものとする。

誤謬修正

<p style="text-align: center;">第7編 歩掛表(維持管理編) 目次</p> <p>第4章 コンクリート構造物点検業務委託（農）…………… 7-27</p> <p> 第1節 調査業務…………… 7-27</p> <p> 4-1-1 作業項目…………… 7-27</p> <p> 4-1-2 歩掛…………… 7-28</p> <p> 第2節 設計業務…………… 7-34</p> <p> 4-2-1 作業項目…………… 7-34</p> <p> 4-2-2 歩掛…………… 7-35</p> <p>第5章 管路施設点検委託…………… 7-36</p> <p> 第1節 管路施設点検…………… 7-36</p> <p> 5-1-1 管路施設点検工…………… 7-36</p> <p> 第2節 換気及び酸素測定（参考）…………… 7-38</p> <p> 5-2-1 送風機…………… 7-38</p> <p> 5-2-2 酸素濃度測定…………… 7-38</p>	<p style="text-align: center;">第7編 歩掛表(維持管理編) 目次</p> <p>第4章 管路施設点検委託…………… 7-27</p> <p> 第1節 管路施設点検…………… 7-27</p> <p> 4-1-1 管路施設点検工…………… 7-27</p> <p> 第2節 換気及び酸素測定（参考）…………… 7-29</p> <p> 4-2-1 送風機…………… 7-29</p> <p> 4-2-2 酸素濃度測定…………… 7-29</p>	<p>Co点検の追加</p>													
<p style="text-align: center;">第4章 コンクリート構造物点検業務委託（農）</p> <p>第1節 調査業務</p> <p>4-1-1 作業項目</p> <table border="1" data-bbox="240 1050 1308 1875"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>(1) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。</td> </tr> <tr> <td>目視点検及びたたき点検</td> <td>(2) 近接目視及びたたき点検 目視や打音調査など簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺環境等を含む）するとともに、スケッチを作成する。</td> </tr> <tr> <td>圧縮強度試験</td> <td>(3) コンクリート強度推定調査 リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。</td> </tr> <tr> <td>中性化試験</td> <td>(4) 鉄筋探査 コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定制のため、鉄筋探査機により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">はつり法</td> <td>(5) コンクリートはつり作業 既設構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。</td> </tr> <tr> <td>(6) はつり部鉄筋調査 はつり部において鉄筋のかぶり・腐食状況等を目視にて調査する。</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	作業内容	現地踏査	(1) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。	目視点検及びたたき点検	(2) 近接目視及びたたき点検 目視や打音調査など簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺環境等を含む）するとともに、スケッチを作成する。	圧縮強度試験	(3) コンクリート強度推定調査 リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。	中性化試験	(4) 鉄筋探査 コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定制のため、鉄筋探査機により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。	はつり法	(5) コンクリートはつり作業 既設構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。	(6) はつり部鉄筋調査 はつり部において鉄筋のかぶり・腐食状況等を目視にて調査する。	<p>(新規)</p>	<p>Co点検の追加</p>
作業項目	作業内容														
現地踏査	(1) 現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。														
目視点検及びたたき点検	(2) 近接目視及びたたき点検 目視や打音調査など簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺環境等を含む）するとともに、スケッチを作成する。														
圧縮強度試験	(3) コンクリート強度推定調査 リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。														
中性化試験	(4) 鉄筋探査 コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定制のため、鉄筋探査機により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。														
はつり法	(5) コンクリートはつり作業 既設構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。														
	(6) はつり部鉄筋調査 はつり部において鉄筋のかぶり・腐食状況等を目視にて調査する。														

	(7) はつり部 中性化調査	はつり部において試薬を用いて発色観測を行い 中性化深度の調査を行う。
	(8) はつり部埋戻し	コンクリートはつり部を補修材により埋め戻す。
ドリル 法	(9) 中性化深さ調査 (ドリル法)	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用 いて中性化深さを測定する。(NDIS3419)
コア採取	(10) コンクリート 供試体採取	中性化調査、圧縮強度試験などの試験に必要なコ ンクリート供試体を、コンクリートボーリングマ シンにより採取する。
	(11) コンクリート 供試体採取部埋戻し	コンクリート供試体採取部を補修材により埋め 戻す。

上記以外で現地調査や室内試験を行う場合は、別途見積による。

4-1-2 歩掛

(1) 現地踏査

区分	職種	2施設当たり歩掛						備考
		直接人件費						
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	
現地踏査		1.0	1.0					

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	1.5 %	
材料費	0.4 %	

- (注) 1 施設内およびその周辺での目視作業中の移動は、徒歩による。
 2 交通整理など安全管理の必要がある場合は別途計上する。
 3 本歩掛で適用できる施設は浄水場などの点的構造物である。
 4 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 標準作業量：2施設/日
 5 機械経費は、ライトバン損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗
 じた金額を計上する。
 6 材料費は、ガソリン等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額
 を計上する。

(2) 近接目視及びたたき点検

区分	職種	600m ² 当たり歩掛						備考
		直接人件費						
		技師 長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術 員	
近接目視及びたたき点検				1.0	1.0	1.0		

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	3.0 %	
材料費	2.0 %	

- (注) 1 作業対象面積は、近接目視を行う壁面等の面積とする。
 2 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 標準作業量：600m²/日
 3 作業対象面積が600 m²未満の場合、下記の補正率を適用する。
 補正率=35.92×n+64.08 (%)
 n=作業対象面積 (m²) /600m² (nは小数点以下第3位四捨五入、第2位止まりとする。)
 4 機械経費は、ライトバン損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
 5 材料費は、ガソリン等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(3) コンクリート強度推定調査

区分 \ 職種	20測点当たり歩掛						備考
	直接人件費						
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
コンクリート強度推定調査					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	10.0 %	
材料費	—	

- (注) 1 本歩掛は、コンクリート構造物全般に適用できる。
 2 本歩掛は、コンクリート表面の簡易な清掃を含む。
 3 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 標準作業量：20 測点/日
 4 機械経費は、リバウンドハンマー、ディスクサンダー、発動発電機の損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(4) 鉄筋探査

区分 \ 職種	25箇所当たり歩掛						備考
	直接人件費						
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
鉄筋探査					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考

機械経費	30.0 %	
材料費	—	

- (注)
- 1 本歩掛は、コンクリート構造物全般に適用できる。
 - 2 測定内容は、測定面積60cm×60cm 程度の範囲を走査線6 本（4 辺+中央を十字1 本ずつ）についての測定である。
 - 3 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
標準作業量：25 箇所/日
 - 4 機械経費は、鉄筋探査機損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(5) コンクリートはつり作業

区分	職種	4箇所当たり歩掛					備考
		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	
コンクリートはつり作業					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	10.0 %	
材料費	3.0 %	

- (注)
- 1 本歩掛は、コンクリート構造物全般に適用できる。
 - 2 はつり範囲は、30cm×30cm 程度、深さ10cm 程度の範囲である。
 - 3 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
標準作業量：4 箇所/日
 - 4 標準作業量は、横向き作業を対象としているため、下向き、上向きで作業を実施する場合の日当たり作業量は、別途考慮する。
 - 5 機械経費は、電動ハンマー、電動エアピック、ディスクサンダー、発動発電機、ライトバンの損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
 - 6 材料費は、ディスクサンダー刃、電動ハンマー刃の損耗費及びガソリン等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(6) はつり部鉄筋調査

区分	職種	32箇所当たり歩掛					備考
		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	
はつり部鉄筋調査					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考

機械経費	—	
材料費	—	

- (注) 1 本歩掛は、「(5) コンクリートはつり作業」によるはつり部の鉄筋調査に適用する。
 2 本作業は、はつり作業と併せて行う。
 3 鉄筋腐食判定、かぶりの測定、配筋ピッチの確認を含む。
 4 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 標準作業量：32 箇所/日

(7) はつり部中性化試験

区分	職種	19箇所当たり歩掛					備考
		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	
はつり部中性化試験					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	—	
材料費	3.0%	

- (注) 1 本歩掛は、「(5) コンクリートはつり作業」によるはつり部の中性化試験に適用する。
 2 本作業は、はつり作業と併せて行う。
 3 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 標準作業量：19 箇所/日
 4 材料費は、フェノールフタレイン溶液及び計測器具の損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(8) はつり部埋戻し

区分	職種	7箇所当たり歩掛					備考
		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	
はつり部埋戻し					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	—	
材料費	5.0%	

- (注) 1 本歩掛は、「(5) コンクリートはつり作業」によるはつり部の埋戻しに適用する。
 2 本作業は、はつり作業と併せて行う。
 3 埋戻しの範囲は、30cm×30cm 程度、深さ 10cm 程度の範囲である。
 4 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 標準作業量：7 箇所/日

5 材料費は、無収縮モルタル等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(9) 中性化深さ調査（ドリル法）

区分	職種		12箇所当たり歩掛				備考
			直接人件費				
			技師長	主任技師	技師A	技師B	
中性化試験（ドリル法）				1.0	1.0		

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	10.0%	
材料費	5.0%	

- (注) 1 本作業は、コンクリート構造物全般に適用できる。
 2 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。なお、1箇所当たりの削孔は3孔を想定している。
 標準作業量：12箇所/日
 3 機械経費は、電動ドリル、発動発電機、ライトバンの損料等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
 4 材料費は、フェノールフタレイン溶液、試験紙、ろ紙、ガソリン等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

(10) コンクリート供試体採取

区分	職種		標準作業量当たり歩掛				備考
			直接人件費				
			技師長	主任技師	技師A	技師B	
コンクリート供試体採取					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	10.0%	
材料費	5.0%	

- (注) 1 本歩掛は、コンクリート構造物全般に適用できる。
 2 コア径は、φ50mm～100mmを対象とする。
 3 標準作業量は、水平方向での作業を対象としているため、下向き、上向きでの作業の場合は、別途考慮する。
 4 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
 φ100mm標準作業量：5箇所/日
 φ100mm未満標準作業量：6箇所/日

- 5 機械経費は、コアボーリングマシン、電動ドリル、発動発電機、ライトパンの損料及びダイヤモンドビットの損耗費等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。
- 6 材料費は、コアボーリング刃、ドリル刃の損耗費及びガソリン等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する

(11) コンクリート供試体採取部埋戻し

区分	職種	16箇所当たり歩掛					備考
		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	
コンクリート供試体採取部埋戻し					1.0	1.0	

機械経費、材料費

費目	直接人件費の合計に対する割合	備考
機械経費	—	
材料費	10.0%	

- (注) 1 本歩掛は、「(10) コンクリート供試体採取」による採取部の埋戻しに適用する。
- 2 コア径は、φ50mm～100mm を対象とする。
- 3 本作業は、コンクリート供試体採取と併せて行う。
- 4 本歩掛における標準作業量は次のとおりである。
標準作業量：16 箇所/日
- 5 材料費は、無収縮モルタル等の費用であり、直接人件費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。

第2節 設計業務

4-2-1 作業項目

作業項目	作業内容
1 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。
2 事前調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。
2-1 資料調査	
2-2 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。
3 施設機能の検討	資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。
4 施設の影響度評価	事前調査及び現地踏査結果を基に、施設の影響度を評価する。
5 性能低下要因の推定	事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか

		推定する。							
6	水利・水理機能検討	現況の概略水利・水理機能検討を行う。							
7	構造検討	荷重条件の変化及びコンクリート推定強度において、変状が確認された構造物の現状の強度・荷重条件で概略の構造計算を行い、施設の安全性について検証を行う。							
8	現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地踏査及び施設の影響度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。							
9	詳細調査計画立案	詳細調査が必要な施設について詳細調査計画の立案を行う。							
10	健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。							
11	性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。							
12	管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の影響度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。							
13	機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を選定する。							
14	機能保全コストの算定	機能保全コストを算定する。 （コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）							
15	機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設影響度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。							
16	点検台帳等情報データベースの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により点検台帳等の情報データベースの入力及び登録を行う。							
17	点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。							

4-2-2 歩掛

作業項目	単位	補正率	10施設当たり歩掛						特記事項
			技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	
1 業務準備	施設	0.7		5.5	9.3	8.5			
2 事前調査									
2-1 資料調査	施設	1.0			5.5	11.1	11.1		※
2-2 問診調査	施設	0.3			2.4	4.9	6.0		
3 施設機能の検討	施設	1.0		1.4	2.0	1.7			
4 施設の影響度評価 （及び構成要素の階層整理）	施設	-							
					(別途計上)				
5 性能低下要	施設	1.0		4.0	4.3	4.2			※

6	水利・水理機能検討	施設	-	(別途計上)						
7	構造検討	施設	-	(別途計上)						
8	現地調査(定点調査)計画の作成	施設	-	(別途計上)						
9	詳細調査計画立案	施設	-	(別途計上)						
10	健全度評価	施設	1.0		2.6	3.3	3.3		※	
11	性能低下予測	施設	1.0		2.7	3.3	3.1		※	
12	管理水準の設定	施設	1.0			7.7	14.7			
13	機能保全対策の検討	施設	1.0		3.9	12.0	18.4	20.5	17.7	※
14	機能保全コストの算定	施設	-	(別途計上)						
15	機能保全計画の策定	施設	1.0		4.9	10.9	9.8			
16	点検台帳等情報データの入力及び登録	施設	1.0				4.5	4.5	※	
17	点検取りまとめ	施設	1.0		2.7	2.7		4.7	※	

※ 定期点検での標準実施項目

- (注) 1 問診調査については、対象となる管理者が多い場合又は広範囲にわたる場合は、別途考慮する。
- 2 本歩掛には、簡易な施設の調査及び検討は含むが、専門家の判断を要する施設の検討をする場合は別途計上する。
- 3 施設の影響度評価、現地調査(定点調査)計画の作成、詳細調査計画立案及び機能保全コストの算定については、別途見積りによる。
- 4 水利・水理機能検討及び構造検討を実施する場合は、対象工種における実施設計の歩掛を計上する。
- 5 検討を必要としない項目は省略する。

第5章 管路施設点検委託

- 5-1-1 管路施設点検工
- 表 7・5・1 管路施設点検工
- 表 7・5・2 管路施設点検作業能力
- 5-2-1 送風機
- 表 7・5・3 送風機運転費
- 表 7・5・4 発動発電機運転費
- 5-2-2 酸素濃度測定

第4章 管路施設点検委託

- ~~4-1-1~~ 管路施設点検工
- ~~表 7・4・1~~ 管路施設点検工
- ~~表 7・4・2~~ 管路施設点検作業能力
- ~~4-2-1~~ 送風機
- ~~表 7・4・3~~ 送風機運転費
- ~~表 7・4・4~~ 発動発電機運転費
- ~~4-2-2~~ 酸素濃度測定

章追加への対応

表 7・5・5 酸素濃度測定費

表 7・4・5 酸素濃度測定費